

令和7年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（令和7年12月3日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期の決定	3
日程第3 諸報告	3
日程第4 議会運営委員会委員の補充選任について	4
日程第5 議案第55号 宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて	5
日程第6 議案第57号 城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について	5
日程第7 議案第53号 宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて	
日程第8 議案第54号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	5
日程第9 議案第56号 財産の取得について	5

令和7年第4回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和7年12月3日

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議会運営委員会委員の補充選任について
- 日程第5 議案第55号 宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第57号 城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第7 議案第53号 宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第8 議案第54号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第56号 財産の取得について

1. 出席議員

議 長	12番	原 田 周 一	議員
副議長	1 番	谷 口 茂 弘	議員
	2 番	光 島 善 正	議員
	3 番	堀 口 宏 隆	議員
	5 番	山 本 精	議員
	6 番	今 西 利 行	議員
	7 番	浅 田 賢 茂	議員
	8 番	上 野 雅 央	議員
	9 番	山 内 実貴子	議員
	10番	藤 本 英 樹	議員

1. 欠 席 議 員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	勝 谷 聡 一 君
教 育 長	南 亮 司 君
総 務 政 策 監	奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長	村 山 和 弘 君
健 康 福 祉 理 事	立 原 信 子 君
建 設 事 業 理 事	垣 内 清 文 君
教育次長兼学校教育課長	矢 野 里 志 君
企 画 財 政 課 長	中 地 智 之 君
税 住 民 課 長	奥 西 正 浩 君
福 祉 課 長	太 田 智 子 君
健 康 対 策 課 長	岡 崎 一 男 君
子 育 て 支 援 課 長	廣 島 照 美 君
建 設 環 境 課 長	中 村 浩 二 君
まちづくり推進課長	植 村 和 仁 君
産 業 観 光 課 長	谷 出 智 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
会計管理者兼会計課長	岡 崎 貴 子 君
社 会 教 育 課 長	田 村 徹 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	西 尾 岳 士 君
学校教育課課長補佐	重 富 康 宏 君
専 門 官	長谷川 みどり 君

開 会 午前10時00分

○議長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

既に定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（原田周一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、光島善正議員、10番、藤本英樹議員を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（原田周一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月17日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの15日間に決定いたしました。

会期中の予定につきましては、既にお手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（原田周一） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。

また、議長において受理いたしました陳情書2件及び要望書3件につきましても、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようお願い申し上げます。

これにて、諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 12月議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入りまして、今年も残すところあと僅かとなりました。本町特産の古老柿の生産も順調に進み、間もなく初出荷を迎えるなど、本格的な冬の到来となつてまいりました。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政の推進に何かとご理解とご尽力を賜っておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、本年最終となります令和7年第4回宇治田原町議会定例会を招集いただきましたところ、議員の皆様方にご参集をいただきまして、ここに開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

国におきましては、高市内閣初となる「責任ある積極財政」を掲げられまして、物価高対策や成長投資などを柱とした新たな総合経済対策を決定し、令和6年度補正の約13兆9,000億を上回る、コロナ禍後で最大となる約17兆7,000億もの大型補正予算を編成されたところでございます。これらの施策に対し、大いに期待をするとともに、しっかり責任を持って経済や物価動向に応じて、機動的な政策運営を行っていただきたいと切に願うところであります。

また、本町におきましても国の動向を注視する中、自治体として適切な施策を講じてまいりたいと考えております。

さて、今議会にご提案申し上げます議案は、条例関係3件、一般議案2件の合計5議案でございます。それぞれの議案の内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（原田周一） ここで暫時休憩をいたします。

直ちに、委員会室におきまして全員協議会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時11分

○議長（原田周一） 休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

◎議会運営委員会委員の補充選任について

○議長（原田周一） 日程第４、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。故浅田晃弘議員のご逝去に伴い欠員となっている議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第６条第４項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。

それでは、議長において、５番、山本精議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員に、５番、山本精議員を選任することに決しました。

◎議案第53号～議案第57号の一括上程、説明

○議長（原田周一） 会議規則第37条により、日程第５から日程第９まで、議案第53号から議案第57号までの５議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 議案第55号、議案第57号、議案第53号及び議案第54号並びに議案第56号の５議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第55号、宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、災害その他非常時において、管理者が認めるときは、ほかの市町村長の指定を受けた者が給水装置及び排水設備等の工事を行うことができるようにするなど所要の改正を行うものでございます。

議案第57号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更につきましては、城南衛生管理組合が構成市町以外の地方公共団体から委託処理を受けることを、組合の共同処理する事務に追加し、組合規約第３条に規定する組合の共同処理する事務に組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務を追加するべく組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第１項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第53号、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するにつきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業、い

わゆる、こども誰でも通園制度の実施に当たり、国が定める基準を踏まえて本町における当該事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

議案第54号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の追加に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、医療費助成のオンライン資格確認を進めるため、障がい者福祉サービス等利用支援事業に関する事務について、独自利用事務に追加するものでございます。

議案第56号、財産の取得につきましては、平成15年の学校給食共同調理場創設時から設置している連続式小型電気フライヤー及び食油ろ過機を更新するため、株式会社アイホー京都営業所から1,168万2,000円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産といたしましては、安全でおいしい給食を提供するため、大量の揚げ物に対して、揚げむらがなく、効率的に調理できるキャタピラコンベヤー式の連続式小型電気フライヤー及び食油ろ過機、各1機を取得するものでございます。

以上よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（原田周一） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 質疑なしと認めます。

これで、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号及び議案第57号の2議案を総務建設常任委員会に、議案第53号及び議案第54号並びに議案第56号の3議案を文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田周一） 異議なしと認めます。よって、ただいま申しましたとおり、5議案につきましては、総務建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託することに決定い

たします。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田周一) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は12月8日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日付託いたしました各議案につきましては、それぞれ所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

この後、10時30分から議員協議会を開催いたしますので、委員会室のほうにご参集をお願いいたします。10時30分からは行いたいと思ひます。

散 会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 原 田 周 一

署 名 議 員 光 島 善 正

署 名 議 員 藤 本 英 樹

